

平成19年第4回  
利根町議会定例会会議録 第4号

平成19年12月13日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石塚稔君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	弓削紀之
書記	清水敬子

## 1. 議事日程

### 議 事 日 程 第 4 号

平成19年12月13日(木曜日)

午前10時開議

- 日程第1 議案第61号 利根町民すこやか交流センター条例
- 日程第2 議案第62号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第63号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第64号 利根町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第65号 平成19年度利根町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第66号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第67号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第68号 平成19年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第69号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第71号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第72号 平成19年度利根町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第73号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第74号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第75号 平成19年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第76号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議員提出議案第13号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書
- 日程第17 議員提出議案第14号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書
- 日程第18 議員提出議案第15号 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書
- 日程第19 議員提出議案第16号 取り調べの可視化の実現を求める意見書
- 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第61号
- 日程第2 議案第62号
- 日程第3 議案第63号
- 日程第4 議案第64号
- 日程第5 議案第65号

- 日程第 6 議案第66号  
日程第 7 議案第67号  
日程第 8 議案第68号  
日程第 9 議案第69号  
日程第10 議案第71号  
日程第11 議案第72号  
日程第12 議案第73号  
日程第13 議案第74号  
日程第14 議案第75号  
日程第15 議案第76号  
日程第16 議員提出議案第13号  
日程第17 議員提出議案第14号  
日程第18 議員提出議案第15号  
日程第19 議員提出議案第16号  
日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 

午前 10 時 00 分開議

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

議員から追加議案が提出されておりますので報告させます。

議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長（吉浜昇一君） 議員から地方自治法第99条の規定による意見書3件の追加議案が提出されましたので、報告いたします。

議員提出議案第14号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

議員提出議案第15号 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

議員提出議案第16号 取り調べの可視化の実現を求める意見書

以上、報告いたします。

失礼しました。議員提出議案第15号 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書でございます。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
暫時休憩いたします。

午前 10 時 03 分休憩

---

午前 10 時 03 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長（吉浜昇一君） 失礼しました。ご訂正のほどをお願いいたします。  
議員提出議案第15号でございますが、民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求め  
る意見書でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
これから議事日程に入ります。

---

議長（岩佐康三君） 日程第1、議案第61号 利根町民すこやか交流センター条例を議  
題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。  
2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） おはようございます。議案第61号 利根町民すこやか交流センタ  
ー条例について質問をいたします。

私は、保健福祉センターの統合により旧保健センターに関する条例が廃止となることか  
ら、その後の保健センターの運営にかかわる条例の必要性は認識するものです。そこで、  
賛成反対についての判断材料にするために質問を幾つか行うものです。

まず第1点、まず、指定管理者についてですが、私は基本的には指定管理者制度には反  
対しています。それは、公務のアウトソーシングであるからです。しかし、それにふさわ  
しい指定管理者が、より住民本位に運営するならばやむを得ないと考えております。条例  
には、指定管理者の業務や指定の申請や指定については述べているものの、具体的にどの  
ような指定管理者が考えられるのかが私には想像つきません。町として望ましい指定管理  
者として、どのような組織、人を考えているのかお尋ねをしたいと思います。

2番目に、利用料金についてお尋ねします。現在、利用されている組織、個人に対して  
は、使用料の規定がないために使用料は徴収していないと聞いています。第10条の2の3  
においては、前2号に掲げる場合のほか、町長が必要と認めるときは使用料を減免すると

なっています。私は、現在無料でしている組織、個人に対しては、この扱いが妥当ではないかと思いますが、どのようになるのかをお尋ねいたします。

3番目、最後に施行規則の第2条、開館時間についてです。現在は夜間も利用しているにもかかわらず、今後は開館時間5時半までとなっています。これでは、夜でないと利用ができない住民にとって極めて不便です。過日の全員協議会の説明の場では、担当課長から、来年4月の小学校統合後の利用を関係者から教育委員会に要請があるとは説明がありましたが、その方向性は現時点では明確になっていません。統合後の校舎利用についてをさらに多面的に検討されることと思いますが、その一つとして、そこを利用するという事は考えられますが、現時点では借りる施設利用が明確でない中での5時30分までとするのは問題ではないかと思います。これについても第2条で、ただし、町長が必要と認めるときはこれを変更することはできるとなっております。この場合の具体的な対応をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

まず、最初の指定管理者がどのような指定管理者というようなお話でございましたけれども、公の施設を運営できる条例の中にもございますけれども、条件を満たした指定管理者で望ましい運営をしていただけたところを選定して、住民の皆様方にご利用いただけるようなところを選定したいと考えております。

利用料につきましては減免の規定ございますけれども、団体あるいは個人の方々から申請を受けて、減免をするかどうかという判断は申請後になると、そのように考えてございます。

あとは開館時間でございますけれども、開館時間につきましては、現保健センターにおきましても9時から5時というような規定になっておると思います。夜につきましては、町長が特に認めたということで現在使用されております。そのようなことでございますので、現在のところ、その5時半というような形で、それは規則の方だと思っておりますけれども、なってございますが、開館時間については、これからも検討していった最終的に決定したいと思っております。ただ、現保健センターは夜の9時までではなくて、朝の9時から夕方5時までという規定になっておることもご理解いただきたいと思います、そのように考えてございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 2番高木博文君。

2番（高木博文君） ただいまの担当課長の回答は、現時点ではいたし方ない回答かとは思いますが、私が質問したその趣旨をぜひ生かして検討していただきたいと思います、こ

のことについて再度ご答弁願いたいと思います。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

ただいまのご質問でいろいろございましたけれども、住民の方々のご利用、あるいは利用料についても、ほかの施設とのバランスでコミュニティセンターの面積等で利用料をご負担していただいている分も参考にしまして、面積等を参考にした上で利用料の方を設定してございます。減免につきましても同じような形で減免の規定がございますので、当初から減免ありきではなくて、そのケース、ケースで減免の申請をいただいた中で検討していくような形で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第61号 利根町民すこやか交流センター条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第2、議案第62号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第62号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第3、議案第63号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 第63号の利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

この条例改正は国の関係法令の改正によるもので、従来の普通徴収に加えて年金18万円、すなわち月額1万5,000円以上の前期高齢者である年金受給者からは、国保税と介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えていない場合は、年金から特別徴収、天引きするというものであります。特別徴収は確実に徴収するための手段と考えられますが、今は国保税の滞納者がふえてきているもとで、一方的な特別徴収は高齢者の生活の悪化を招きます。普通徴収は個別に徴収する過程で滞納等が生じた場合、その滞納の背景となっている諸問題に応じて行政が相談に乗り、個別に働きかけて行政から援助できる場合もあります。確実に徴収するために、保険者の実態にかかわらず強制的に天引きすることは問題があります。また、これは来年4月からの後期高齢者医療制度にも連動するものであり、高齢者の高負担、増税に拍車をかけることでもありますので、私は、この条例改正に反対いたします。

議長（岩佐康三君） 賛成討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第63号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第4、議案第64号 利根町下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第64号 利根町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第5、議案第65号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、歳出で9ページ。9ページの企画費、まちづくり事業ですね。初日の説明ですとカンナの球根を植えるんだという説明がありましたけれども、まずは利根町の花、カンナなんです。私の感じですが、カンナ、利根町の花にしてはまとまってカンナがあると、そういう感じがちょっとしないような感じなんですよね。そこで今回、これは44万1,000円が費用なんです。まず場所は、どこにそのカンナの球根を植えるのか、それで、大体、球根の数というのはどのくらいなのか、ちょっとお知らせしていただきたいと思います。

それと最後のページ、13ページ。13ページの消防施設費の中で委託料が63万円、これ減額になっていますよね。それで、その下の消防団機庫新設工事設計業務委託、それがちょっと委託料のところ減額なんですよね。その後、工事請負費で448万円、それで、その下が消防団機庫新設工事の中で減額で630万円、減額になっていますよね。その消防団の機



庫の新設工事、これは最初どこを、どこの分団の機庫なのかお尋ねしたいと思います。それから、防火水槽給水装置設置工事、これが1,008万円ですか、これも何分団の場所なんですか。それから、さらに消防団機庫改修工事70万円、それがどこの分団なのか、ちょっと入り組んでいてちょっとわかりませんのでお願いしたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

カンナの花を植える場所なんですけれども、公園、それから公共施設、学校などを中心に植えたいと、そのように思っております。数ですけれども、2,000球を予定してございます。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、ただいまご質問のありました消防施設費について答弁いたします。

まず、委託料でございますが、63万円ほど減額ということになっておりますけれども、現在、第1分団の機庫が栄橋の右折レーンの改修工事のために移転して、役場の車庫ですが、もとバスの入っていた車庫を使用しております。それで、当初要望としましては、第1分団の方の要望ですか、としましては、こちらの役場の駐車場ですか、こちらの方に新たな機庫を建ててくれというようなことで、そのために委託料で設計委託で63万円、それから、その下の工事請負費の方で630万円ほど計上したものでございます。その後、今年度に入りましてから、区の役員さんと、また、消防団の方とお話し合いを持ちまして、現在、消防団員、新たにふえる見込みがないと、募集してもふえないというような事情がありまして、その辺をお話し合いされて、それじゃあ今の現在の車庫を使用しているところ、そこでいいんじゃないかというようなことで、それで、委託料で設計委託の方で63万円、それから、機庫の新設工事費として630万円を今回減額したものでございます。

それと、一番下の消防団機庫改修工事につきましては、現在の車庫を利用しているところですか、そちらの方に中をちょっと改装して、それで、空調関係も入れてほしいというような要望がございましたので、そのために新たに改修工事として70万円ほど載せたものでございます。

それと、防火水槽給水装置設置工事で1,008万円載っておりますが、そちらの場所につきましては、布川地区が2カ所になります。八幡台、それから旧布川の一部ですね、そこで2カ所。それから、文地区の方で10カ所、上曽根1カ所、押付新田1カ所、中田切1カ所、羽根野1カ所、羽根野台1カ所、早尾が1カ所、太平が1カ所、横須賀が3カ所、それと文間地区で3カ所、奥山に1カ所、それから押戸に2カ所、文間地区では立木4カ所、

文間地区は合計で7カ所ですね。奥山1、押戸2、立木4。それで、東文間地区につきましては、羽中が1、福木2、中谷が1、押付新田1、計24カ所を今回予定しております。

〔「押付新田じゃ合わないだろう」と呼ぶ者あり〕

総務課長（福田 茂君） 東奥山新田です。

以上です。

議長（岩佐康三君） 13番若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 消防費の方はよくわかりました。

それから、カンナの方なんですけれども、今の企画課長の答弁ですと公園と学校だと、そういったところすべて、利根町の公園何カ所もあるんですが公園すべてなのかしら、それとも、学校もほとんどが、来年から小学校は3校になりますけれども、布川と東文間は残しなのか。ただね、さっきのほども冒頭に言いましたように利根町の花カンナでありながらね、こちらに少しちょこっとある、こちらにもちょこっとあると、何となく利根町の花にしてはちょっと寂しいのかなと思うんですよ。もう少し、例えばここにカンナがあるんだよと、そういうもっと何ていうんですか、何て言ったらいいんだろうな、面積的にも大きなそういうのがいいのかなと私思うんです。ただ今まで見ても、公園にしても何にしてもカンナの花がちょっとおしるしにある程度であって、例えばの話ですよ、千葉県のあれは白井ですか、あそこの道路3キロぐらいあるんですが、カンナが両端に植えてあるんです、ばさっとね。それで、カンナの季節になると両端に、その道路、カンナがずっと咲いているんですよ。ああいうのを見ると、やはり利根町のカンナという花なんですから、もう少し大々的にやったのがいいのかなと思うんです。これは私そう思うんであって、ただ、じゃあ小学校全校なのか、それと、全部の公園なのか、その辺をお聞きします。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

先ほど学校、公園等を申し上げましたけれども、そのほかに道路等も合わせまして球根を植えまして、町の中をこの花が咲いているときに皆さんに楽しんでいただくというようなことで努力したいと思っております。

先ほど議員おっしゃったとおり大々的に植えるという方法も一つありますけれども、これを一つのきっかけとして、町の美化のため、また、まちづくりという形で町民の皆様方のご協力をいただきながらそういう植栽、球根を植えたり、管理等も、これからご相談をしながら進めていきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第65号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第6、議案第66号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第66号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第7、議案第67号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第67号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第8、議案第68号 平成19年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第68号 平成19年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第9、議案第69号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第69号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第10、議案第71号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第71号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第11、議案第72号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 1点ほどお伺いします。

10ページと、同じような質問ですから11ページ。私もちょっとわからないものでお聞きします。

今回、給料改正に伴い10ページの国民健康保険特別会計ですね。事業勘定の給料ですね、この一般会計の方から繰出金5万9,000円。さらに、介護サービス事業特別会計繰出金、

これも一般会計の方から9万2,000円出すわけなんですけど、私も本当にわからなくて聞くんですけども、この国民健康保険特別会計の職員の給料、並びに介護サービス事業特別会計の職員の給料は一般会計の方から出しているのか、この点をお聞きしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

ただいまのご質問でございますけれども、国民健康保険特別会計に携わっております職員につきましては、一般会計の方から繰り出しをいたしまして人件費を繰り出しているものでございます。今回の改定によりまして、その人件費分を5万9,000円なんですけれども、それを特別会計の方に繰り出すものでございます。

福祉センター事業費の同じく介護サービス事業につきましても同様でございます。今回の改正に伴います人件費分9万2,000円を介護サービス事業特別会計へ一般会計から繰り出しをするというようなことで、特別会計の方は、その繰出金を繰り入れしまして受けて、その分で人件費の方の支払いをするというようなこととなります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第72号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第12、議案第73号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第73号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第13、議案第74号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第74号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第14、議案第75号 平成19年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第75号 平成19年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第15、議案第76号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第76号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

---

午前11時20分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後2時からといたします。

午前11時20分休憩

---

午後 1時59分開議



議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第16、議員提出議案第13号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者佐々木喜章君。

〔 8 番佐々木喜章君登壇 〕

8 番（佐々木喜章君）

道路整備の推進と財源の確保に関する意見書

提出者	利根町議会議員	佐々木	喜章
賛成者	同	五十嵐	辰雄
賛成者	同	会田	瑞穂
賛成者	同	若泉	昌寿
賛成者	同	中野	敬江司
賛成者	同	白旗	修
賛成者	同	飯田	勲
賛成者	同	高橋	一男
賛成者	同	今井	利和
賛成者	同	高木	博文
賛成者	同	西村	重之
賛成者	同	能登	百合子
賛成者	同	守谷	貞明

（提案理由）

当町の生活幹線道路は、歩道がなく道路幅員も狭く、町民の安全で快適な生活に大きな支障を来しており、早期整備が強く望まれるため提案する。

意見書は朗読いたします。

利根町は、茨城県の最南端部、都心より40キロ圏内に位置し、人口約1万8,000人の農業を主たる産業とした町であり、当町の将来像である「誰もが明るく笑顔でくらす元気なまち」の実現に向け推進しているところである。

しかし当町内の道路は改良率が49%と低い上、災害時に緊急車両が通行できない箇所や歩道（通学路）のない箇所、さらには幅員狭小箇所などの危険な箇所が多数残っており、道路基盤の整備が急務である。特に当町と近隣市町を結ぶ生活幹線道路は、歩道がなく道路幅員が狭く、町民の安全で快適な生活に大きな支障を来しており、早期整備が強く望まれているところである。

また当町の市街地の大半は、昭和40年代から50年代にかけて首都圏のベッドタウン

として民間デベロッパーにより開発された住宅団地であり、近年団地内住民の高齢化が進む中で、身近な生活道路の老朽化が著しく、今後ますます維持管理費の増大が見込まれる。

このような中、当町では毎年、道路特定財源に加えて多額の一般財源を投入し、道路整備を行っている。そこで国においては、以下の施策を講じられるよう、強く要望する。

1 地方が真に必要な道路整備を行うため、道路特定財源については現行の税率水準を維持し、その安定的確保を図るとともに、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めること。

2 道路利用者の意見を反映した生活幹線道路の整備を推進すること。

3 千葉茨城道路（主要地方道県道美浦栄線バイパス）の整備と、それを含む広域幹線道路の首都圏中央連絡道路への接続を早期に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	福田康夫
国土交通大臣	冬柴鉄三
財務大臣	額賀福志郎
内閣府特命担当大臣	増田寛也

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第13号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第17、議員提出議案第14号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者西村重之君。

〔3番西村重之君登壇〕

3番（西村重之君）

議員提出議案第14号

平成19年12月13日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者	利根町議会議員	西 村 重 之
賛成者	同	会 田 瑞 穂
賛成者	同	佐々木 喜 章
賛成者	同	白 旗 修
賛成者	同	守 谷 貞 明
賛成者	同	今 井 利 和
賛成者	同	高 木 博 文
賛成者	同	若 泉 昌 寿
賛成者	同	高 橋 一 男
賛成者	同	能 登 百合子
賛成者	同	五十嵐 辰 雄
賛成者	同	飯 田 勲
賛成者	同	中 野 敬江司

#### メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。  
（提案理由）

救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図ることを求めるため提案する。

#### メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

外傷や脳卒中、急性心筋梗塞等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数（平成18年度）は、523万件余りに上ります。この救急・救助の主体役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命措置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急措置に質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体

制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められています。

しかし、都道府県の下、各区地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、一つ、医師の指示・助言、二つ目に、事後検証、三つ目に、教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からMC体制づくりを推進すべきであります。

ことし5月に都道府県MC協議会を統括する「全国メディカルコントロール協議会連絡会」が発足しました。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域MCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきであります。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきであります。

以上のことから、下記の項目について国は早急を実施するよう、強く要望いたします。

#### 記

一、全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。

一、メディカルコントロール協議会を充実させるための財政措置の増大を図ること。

一、オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。

一、救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること。

一、救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成19年12月13日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

内閣総理大臣 福田 康 夫

厚生労働大臣 舩 添 要 一

総務大臣 増 田 寛 也

以上です。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第14号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第18、議員提出議案第15号 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者能登百合子君。

〔1番能登百合子君登壇〕

1番（能登百合子君） 説明いたします。

議員提出議案第15号

平成19年12月13日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者	利根町議会議員	能 登 百合子
賛成者	同	西 村 重 之
賛成者	同	守 谷 貞 明
賛成者	同	高 橋 一 男
賛成者	同	会 田 瑞 穂
賛成者	同	若 泉 昌 寿
賛成者	同	五十嵐 辰 雄
賛成者	同	高 木 博 文
賛成者	同	飯 田 勲
賛成者	同	佐々木 喜 章

民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

（提案理由）

子供の人権を守るため、離婚前妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては現在の夫の子として出生を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大すること

を求めるために提案する。

#### 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

民法772条第2項は「婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と「嫡出推定」の規定を定めています。この規定は、もともと法律上の父親をはっきりさせて子供の身分を早期に安定させるためのものでした。しかし、制定から100年以上たった今、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっています。

例えば、この規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子供であっても、離婚後300日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ることになってしまいます。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず、無戸籍となった方々がいます。

そうした方々の救済のため、法務省はことし5月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明を添付することで現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されています。

しかし、この特例で救済されるのは全体の1割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースです。離婚前妊婦に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続に時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっています。

よって政府におかれては、慎重に検討しつつも、子供の人権を守るため、離婚前妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては現在の夫の子として出生届を認めるなど、これ、字が間違っていますので読みかえます。嫡出推定の救済対象を拡大するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月13日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	福田康夫
法務大臣	鳩山邦夫

以上です。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第15号 民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第19、議員提出議案第16号 取り調べの可視化の実現を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君）

議員提出議案第16号

平成19年12月13日

利根町議会議長 岩 佐 康 三 様

提出者	利根町議会議員	守 谷 貞 明
賛成者	同	佐々木 喜 章
賛成者	同	西 村 重 之
賛成者	同	会 田 瑞 穂
賛成者	同	今 井 利 和
賛成者	同	高 橋 一 男
賛成者	同	白 旗 修
賛成者	同	若 泉 昌 寿
賛成者	同	能 登 百合子
賛成者	同	五十嵐 辰 雄
賛成者	同	高 木 博 文
賛成者	同	中 野 敬江司
賛成者	同	飯 田 勲

取り調べの可視化の実現を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

( 提案理由 )

2009年5月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現するため提案します。

#### 取り調べの可視化の実現を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大な事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が2009年5月までに施行予定です。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そして、それによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、一たび裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねません。

裁判員制度導入に当たって、検察庁では現在、東京地検を初め各地の地検で「取り調べの可視化」を試行しています。「取り調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対し警察や検察が行う取り調べの全過程を録画・録音することで、可視化が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取り調べの録画・録音テープが証拠となります。

取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として裁判員制度導入にとって不可欠な取り組みの一つといえます。もちろん冤罪事件を防ぐことにもつながります。

よって政府におかれては、2009年5月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月13日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

衆議院議長 河野 洋 平

参議院議長 江田 五 月

内閣総理大臣 福 田 康 夫

法 務 大 臣 鳩 山 邦 夫

以上です。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。



討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第16号 取り調べの可視化の実現を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後2時24分休憩

---

午後3時06分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。開議時間が多少おくれましたことを申しわけなく思っております。

それでは、会議を再開いたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 平成19年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12月7日から本日まで7日間にわたり行われました今期定例会におきましては、昨日提出いたしました追加議案を含め合計16件の案件についてご提案を申し上げたところですが、慎重なるご審議の結果、それらすべて原案どおり可決並びにご同意をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

定例会期間中、議員の皆様方からいただきました貴重なご意見、また、ご提言などにつきましては、今後の町政運営に反映させるべく鋭意努力してまいりたいと思っております。本年の町政対するご支援、ご協力、改めて感謝申し上げますとともに、来年が本町にとりまして希望を実現へとつなげる年となりますよう、さらにお力添えをお願い申し上げる次第でございます。

いよいよ厳寒を迎えます折から皆様方には切にご自愛をいただきまして、ご多幸な平成20年の新春を迎えられますようご祈念を申し上げ、定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。7日間、本当にご苦労さまでございました。

議長（岩佐康三君） 発言が終わりました。

---

議長（岩佐康三君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第4回利根町議会定例会を閉会いたします。

午後3時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 岩佐康三

署名議員 中野敬江司

署名議員 佐々木喜章

署名議員 今井利和